

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成30年 3 月14日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第 2 条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p><u>(21) 医療法第46条の 4 第 6 項の規定による特別代理人の選任に関すること。</u></p> <p><u>(21)の 2</u> 略</p> <p>(22)～(60) 略</p> <p>(61)～(78)の 6 略</p> <p>(78)の 7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の 4 <u>第 5 項の規定による応急入院届の受理に関すること。</u></p> <p>(78)の 8～(133) 略</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第 2 条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22)～(60) 略</p> <p><u>(60)の 2 児童福祉法第19条の 5 の規定による医療費支給認定の変更の申請の受理及び変更の認定に関すること。</u></p> <p>(61)～(78)の 6 略</p> <p>(78)の 7 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の 7 <u>第 5 項の規定による応急入院届の受理に関すること。</u></p> <p>(78)の 8～(133) 略</p> <p><u>(133)の 2 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第 3 条第 1 項の規定による住宅宿泊事業を営む旨の届出、同条第 4 項の規定による変更の届出及び同条第 6 項の規定による廃業等の届出の受理に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(134)～(200)の8 略</p> <p>(201) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条及び第12条第3項(同法第17条の13第2項及び第18条の13第2項の規定において準用する場合を含む。)、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項並びに第18条の15第1項及び第2項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(202) 大気汚染防止法第9条、第17条の8及び第18条の8の規定</p>	<p><u>(133)の3 住宅宿泊事業法第8条第1項(同法第36条において準用する場合を含む。)</u>の規定による宿泊者名簿の提出の要求に関すること。</p> <p><u>(133)の4 住宅宿泊事業法第14条の規定による報告の受理に関すること。</u></p> <p><u>(133)の5 住宅宿泊事業法第15条の規定による業務改善命令に関すること。</u></p> <p><u>(133)の6 住宅宿泊事業法第16条第1項の規定による業務停止命令、同条第2項の規定による廃止命令及び同条第3項の規定による通知に関すること。</u></p> <p><u>(133)の7 住宅宿泊事業法第17条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること。</u></p> <p><u>(133)の8 住宅宿泊事業法第41条第2項の規定による業務改善命令に関すること。</u></p> <p><u>(133)の9 住宅宿泊事業法第45条第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関すること。</u></p> <p>(134)～(200)の8 略</p> <p>(201) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条及び第12条第3項(同法第17条の13第2項、<u>第18条の13第2項及び第18条の31第2項</u>の規定において準用する場合を含む。)、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、<u>第18条の15第1項及び第2項、第18条の23第1項、第18条の24第1項並びに第18条の25第1項</u>の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(202) 大気汚染防止法第9条、第17条の8、<u>第18条の8及び第18</u></p>

改正前	改正後
<p>による計画変更命令及び計画廃止命令に関すること。</p> <p>(203) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項及び第18条の13第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定による実施の制限の期間短縮に関すること。</p> <p>(204)～(207)略</p> <p>(208) 大気汚染防止法第18条の18の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令に関すること。</p> <p><u>(208)の2</u> 略</p> <p>(209)～(211) 略</p> <p>(212) 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第9条、第9条の3及び第10条の3の規定による受理書の交付に関すること。</p> <p>(213)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p><u>条の26</u>の規定による計画変更命令及び計画廃止命令に関すること。</p> <p>(203) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定による実施の制限の期間短縮に関すること。</p> <p>(204)～(207) 略</p> <p>(208) 大気汚染防止法第18条の19の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令に関すること。</p> <p><u>(208)の2</u> 大気汚染防止法第18条の29第1項の規定による改善勧告等及び同条第2項の規定による改善命令等に関すること。</p> <p><u>(208)の3</u> 略</p> <p>(209)～(211) 略</p> <p>(212) 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第9条、第9条の3、第10条の3及び第10条の6の規定による受理書の交付に関すること。</p> <p>(213)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第2条第1項第21号を削り同項第21号の2を同項第21号とする改正規定、同項第78号の7の改正規定及び同項第208号の改正規定は公布の日から、同項第133号の次に8号を加える改正規定(同項第133号の2(住宅宿泊事業を営む旨の届出の受理に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)は平成30年3月15日から並びに同項第60号の次に1号を加える改正規定、同項第201号から第203号までの改正規定、同項第208号の2を同項第208号の3とし同項第208号の次に1号を加える改正規定及び同項第212号の改正規定は平成30年4月1日から施行する。